

平成 3 0 年度第 2 回社会福祉審議会 議事録要旨

日 時	平成 3 1 年 2 月 2 2 日（金）午後 2 時から午後 3 時 3 0 分まで
場 所	東大阪市役所 1 8 階 大会議室
出席者	（委員）新崎委員、江浦委員、遠藤委員、勝山委員、坂本委員、中川委員、中西委員、永見委員、西島委員、松山委員、三星委員、森田（信）委員、森田（典）委員、山下委員、吉田委員 以上 1 5 名 （事務局）立花副市長、川東教育次長、高橋福祉部長、平田子どもすこやか部長、島岡健康部長、安井社会教育部次長、山内福祉部次長、上村生活福祉室長、寺岡障害者支援室長、久保田高齢介護室長、菊地子どもすこやか部次長、川西子ども子育て室長、小櫻健康部次長、山本教育政策室長、西野学校教育推進室次長、山本青少年スポーツ室長、和田福祉企画課長、浦野法人指導課長、大東生活福祉室次長、森障害施策推進課長、高品障害福祉認定給付課長、巽高齢介護課長、福永地域包括ケア推進課長、菱谷介護保険料課長、吉積給付管理課長、広瀬介護認定課長、大川子ども家庭課長、薬師川子ども見守り課長、山口施設指導課長、村野子ども応援課長、藤原子育て支援課長、浅井保育室次長、桑田母子保健・感染症課長、福祉企画課 伊藤主任、入江主任、井上係員、社会福祉協議会 中崎常務理事、竹林事務局次長、西野ボランティア・市民活動センター所長
議 題	1. 平成 3 0 年度に策定する計画の報告について ・地域福祉計画 2. 福祉行政に係る施策について ・東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例（案） ・子育て世代包括支援センター事業
議事要旨	○司会 開会のことば ○福祉部長 開会のあいさつ ○司会 ・新委員の紹介 ・委員長欠席により委員長代理が会議を進行する旨の説明 ○委員長代理あいさつ 【地域福祉計画について】 ○地域福祉専門分科会会長 計画案についての概要説明 ○福祉企画課長 計画についての詳細説明

【委員の意見】

(委員)

社協のCOWという言葉が何度も出てくると思う。これは地域担当職員のことだと思うが、その用語解説が記載されていないので、もし可能であればそれを入れてほしい。また、子育て世代包括支援センターについて、計画の89ページに1行だけ記載されているが、今後、子育て世代の大きな支援の一つになっていくと思うので、どこかにもう少し記載していただければと思う。用語解説の中にも付け加えてほしい。

(事務局)

1点目の用語解説については、社協COWを追加する。また、子育て世代包括支援センターだが、本計画は平成31年3月現在の状況で策定なので、主な事業等については3月現在の事業を載せている。したがって今後の方向性の中で、もう少し詳しく記載できないかについて調整する。

(委員)

厚労省のウェブサイトでは、子育て世代包括支援センターは、東大阪市はすでに昨年から4カ所開設されていると記載されているので、その点から考えると、この計画の中にもぜひ入れてもらえればと思う。

(委員)

78ページの安全・安心について、防犯防災を含め色々な施策を実施してもらっているが、交通関係の記載が薄いのではないかと感じている。東大阪市では、道路管理者に日頃尽力いただいているが、年間の死者が他の犯罪よりもかなり高いという結果が毎年出ている。昨年、東大阪市で12人の交通死亡事故があった。ちなみに布施管内が5人、あとは4人と3人ということで12人も重大事故、死亡事故が出ている。その約200倍から300倍が事故件数で、負傷者の方も出ている。何とかこちらのほうも市においても力をいただいて、安全のまちの一つに加えてもらえればと思う。どうしても大阪府警察のほうに依存しがちな事案だと思うが、ぜひともこのまちでも取り組んでももらえればありがたいと思っている。

(事務局)

78ページの現状と課題の中で交通死亡事故が多いという課題があるとの指摘だと思うが、その辺のニュアンスが入れられるか検討させていただく。

(委員長代理)

加えられるとしたら、死亡事故を減らしていくという文言が入るかどうかわかることになるかと思うが、検討させてほしい。

(委員)

83ページ、福祉環境の整備のバリアフリーについて。昨年、バリアフリー法が改正され、2000年につくったレベルからワングレード、特に政府としては2020年のオリンピックなどをにらんで、地方全体の底上げを図ろうという趣旨で、グレードアップを図ろうという大変大切な改正が行われた。基準やガ

イドラインにおいて、2000年型の基準類から、例えていえば、2000年型の場合には、障害のある方々に最低限ワンルート確保しようという時代だったわけだが、いよいよ必要な方には複数ルート、あるいはとにかく確保するのではなくて、主導線、みんなが通る道をバリアフリー化していくと。こういう考え方も入ってきている。また、バリアフリー基本構想は、本市は他市に先駆けて早くつくったことは皆さんご存じだと思う。今回、昨年の改正において、また全市の計画とか、福祉施策とまちづくりをしっかりと連動させようということを想定し、政府で使っている名称である「バリアフリーマスタープラン」というものをつくることも入ってきた。法律では方針をつくると書いてある。新バリアフリー法は市の方針であると。それから手引き書では市の方針とは、イコールマスタープランづくりであるということだが、細かいところはいい。紹介すればまだまだたくさんあるが、新しい概念が入ってきているわけである。83ページ、84ページ辺りにその記述が出ていないのはいかがなものかと。やはり国においても、府においてもということは書いてあるが、国においても、法律を改正してグレードアップを図ろうとしており、特にその法律の中では自治体の責務が重要になってきている。あるいはバリアフリー情報を市民の中に定着させる、広げていく責は自治体が負うということになっている。そこをほどよく地域福祉計画の中に新しい情勢に対応した文言を入れておいたほうがいいのではないかと。あまり細かく入れるのは難しいが、いずれにしてもこの法律改正の本格的な適用は来年度以降になるので、何行か市として入れてはどうか。

（委員長代理）

バリアフリー法の改正が行われて、いわば基準がグレードアップしたという文言を入れるということか。

（委員）

グレードアップしたということ。市もそれに積極的に応えて対応していきたいと。どれだけ書き込むかについては、このあとの議題になるが、手話言語条例がいよいよできてくる中で、改正バリアフリー法では、こういった対応を事業者は市に報告する義務があると出されている。それを市は公開するということが規定されている。その辺りをもう少しできれば踏み込みたい。

（委員長代理）

今、ご意見いただいた改正バリアフリー法についての文言を加えるということで検討いただけるか。

（事務局）

現状と課題の部分で、大阪府の条例については詳しく書いてあるけれども、バリアフリー法の直近の改正については不十分だという指摘だと思うので、その辺は背景の中でどのようなボリュームになるか分からないが、記述を検討したい。

（委員）

書き直してほしいということではないが、例えば、84ページの小・中・義務教育学校における福祉教育について、今、小学校3年生には大阪府がつくっ

ている折り紙が全員に配られていると思う。そうした場合、今回、障害とは何だろうというスライドがつくられて、折り紙を配るだけではなくて、障害とはどんなものかというところの説明がされて、それが導入部分になって、すごくよかったなと思っている。それは自立支援協議会の権利擁護部会と市が主催してやっているものだが、車座ワークショップなどもやっていて、やはり仲間の人たちからは、このようなものが小学校3年生全員に周知されるといいなという話もある。実際に配付されているが、それがもっと有効的に使えるようにということ、そして効果がずっと続くことはいいことだと思う。そういうことも考えていただけたら。

それから成年後見の利用促進についてだが、これは29年からだが、31年から3年間かけてこれを整備して、もっと充実したものにしていくということを言ってもらっているし、それはとてもいいことだと思う。私たち知的障害のある子どもの親としても、高齢化がとて進んでいて、後見についていろいろ考えている人はとても多い。親が亡くなった後にどのような人が後見人になれるかというのは、親は知らないわけだが、やはり私たちにとっては知的障害のことをよく分かっていて、ちゃんと親の思いや身上監護を中心にしてくれる後見人をお願いしたいと思うので、今、社会福祉事業団で実施している法人後見というものにととても期待するところがある。安心してお願いできるというか、お任せできるというところがあるのかなと思う。その中でこの文章を見ると、これからいろいろ考えていかなければならないことがあるわけだが、やはりその辺のところもちゃんと考えてもらいたいなと思う。そして親族後見人の活動支援にも取り組むと書いてある。これは社会福祉協議会だけではなく、事業団とも一緒になって、ぜひ一緒にやってもらいたいと思う。高齢者というのは、認知症になったあとのことということだが、やはり障害のある人については、そういう意味では一緒になって市民後見人などもうまく活用しながら縦割りではなくて、連携できるところは連携しながらお願いしたいと思う。これを期待すると共にこれから3年後にどのようなようになっていくかということでも楽しみというか、期待するところである。

(委員長代理)

今、2つの指摘をいただいた。学校教育においても福祉との協働が必要であると文科省のほうからも言われているが、そういったところをこの文章に書き加えるということではなくて、今後、実体化を図っていくという指摘として受け止めさせてもらった。それから成年後見制度については、発言いただいたように、これから3年間、そういったかたちでしっかりと取り組んでいくということ。それから社会福祉協議会と事業団の協働ということは、これからやはりとても大切なことだと思うので、その辺については、意見として議事録に残していきたいと思う。

(委員)

先ほどの説明の中に、包括という言葉がたびたび出ていた。国の動向を踏まえて、包括という体制を東大阪市でどのようにフィッティングしていくのか、どのような体制を今後考えているのかということに関心を持っている。今、決めているかどうかは分からないが。というのは、一つは先ほど委員からも質問があったが、子育て世代包括支援センターについて、これは保健センターの中

で母子保健法に基づく一つの仕組みで、三つの保健センターの下につくっていかうということが資料にも書いてあったと思う。91 ページ、もともとなじみのある地域包括支援センター、高齢者の在宅支援の拠点を中学校区にということで、東大阪でも91ページを見ると22できているということが書かれている。もちろん行政区としてのリージョンということも東大阪にはあるが、地域の担い手自身のネットワーク推進会議といわれるものもどのような中学校区なのかと。ネットワーク推進会議はとても貴重な会議で、それが定例化していくということが地域のプレーヤー、担い手の皆さんがいろいろな角度から交流できる一つのモデルになるのかなと思うので、そういうことがあるところからより展開していくのかもしれないし、資源があるところから進んでいくのかもしれないが。包括というものを具体的なそれぞれの分野でいろいろ立ち上がっているものベースで一つの資源として連動していくということは興味深いことだと思うので、そういう推移を見守っていこうと思うが、何か地域福祉の推進の拠点や包括といわれる拠点をどのように考えているのかということを知りたい。

それから2点目は、先ほど推進体制でPDCAということが言われていたが、それぞれの何か量的な指標というか、どれだけ進捗したということは関係部署で報告されますが、それが住民ベースでこういうことがよくなったらなということが伝わっていかないといけないと思う。このアンケート調査を見ても地域で話す人は前回と今回でそんなに増えているように思わない。22 ページの近所付き合いの程度というところでも、親しく話す人がいないとか、孤立という状況が一定出てきている中で、包括とか拠点の単位をどのように考えているのかなと。懇談会などもグループ数がリージョンによって違うので、EFGは3リージョンなので、参加者も多くなったのだろうと思うし、それぞれの地区のモデル的なものをつくっていかうとしている中で、一つの包括ということと、ではその推進をどのように評価するのかという辺りも聞けたらと思う。

(委員長代理)

今指摘が3点あったと思う。まずは包括という言葉を具体的に行政としてどのようなかたちで取り組んでいくのかということが一つ。もう一つは、地域福祉ネットワーク推進会議というものがどのように行われているのかということだが、この点については私から説明させていただこうと思う。

前計画の時には市域で地域福祉ネットワーク推進会議というものが行われた。それをこの5年間で東、中、西という旧の市域だが、そちらで専門職、それも障害、高齢、児童縦割りではなく、また行政にも入ってもらって、年3回ずつぐらい継続して行っている。それを今回の計画ではより細かくリージョン単位にするのか、その辺のところの具体的な話し合いは今後だが、より身近な地区というのか、7地区というところに落とし込んでいかうというようなかたちの話し合いを行っている。それが具体的な動きとしてはある。

それからもう一つこれについては事務局から回答してもらおうと思うが、やはりPDCA、あとでお話ししようと思ったが、この計画ができて終わりではなく、この計画を5年間でどれだけ具現化するか、実行化するかということが問題なので、可視化という問題もとても大切な指摘だと思う。包括ということの取り組み、それから可視化というところについて回答をお願いする。

(事務局)

まず1点目は包括ということだが、この計画では、包括という言葉が随時出てくるのは国の法改正に基づき、他機関の協働による包括的な支援体制、この包括から引いている部分が大い点である。新たにワンストップで拠点をつくるのかというと、それも難しい問題があるのかなと現時点では考えている。まずは既存のさまざまな分野での相談機関があるので、それをつなぐ仕組みが考えられるのではないかと。そういった意味での包括的な支援体制というのが一旦考えられるが、その点についても今後5年間、本計画に基づいて仕組みを考えていきたいと思う。

(委員長代理)

それと今、行政の中で横の連携をやっているのではないかな。

(事務局)

本計画の策定にあたって、庁内の関係各課を交えて会議をし、福祉分野に関わらず情報の共有はされている。もう1点、PDCAの話では、指摘の通り計画はつくって終わりではなくて、引き続いての進捗管理、また結果の評価をして改訂善、見直しにつなげていくことが必要だと認識している。これまでの計画についても進捗管理、報告等をしていたが、こういった社会福祉審議会という限られた場であったケースが多く、市民に広く公開というかたちにはなっていなかった。今の指摘を踏まえて、本計画に基づく進捗管理については、できる限り市民に見てもらえるようなかたちでの評価の仕方を考えていきたいと思う。

(委員長代理)

91 ページには地域包括支援センターとレピラ、相談支援センターがあるので、委員の発言にあったように、ここに子育て世代支援センターの一部があればという、そんな指摘である。例えば、今、4カ所あるということであれば、簡単にコラムに子育ても入れたらどうだろうかという、そういう意見なのではないか。子育ての部分も少し入れて、それで高齢、障害、児童といったところで包括ができていくというようなかたちに示すことは可能かなとは思ふ。

(事務局)

それができるかどうか検討する。

(委員)

今後5年間の計画ということで、すごく進んだなと安心した。先ほどもバリアフリーのことがあったが、障害者として今、国でも取り上げられているエスカレーターの左側を空けるという件、大阪府の障害のほうからも空けないという、エスカレーターは歩かないということを進めていきたいということで大阪府の障害支援センターのほうでもやっている。バリアフリーの件で話をしてもらったので、今後、計画の中で障害者の細かいところにも意見を言えることができれば、こういう計画を見ていく間で、そんなコーナーも欲しいなと思った。子育て支援と高齢者などいろいろな問題が、今までは個々になっていた。包括してくれと言われてもできなかった。それが今回の施策、すごく安心している。

できればそういった会議をつくってほしいと思う。

（委員長代理）

進捗状況を確認するという継続点検ということ。なかなかそれぞれの高齢、障害、児童の狭い部分というか、深い部分のところまでの書き込みは地域福祉計画なので難しいところもあるが、できるだけそういった実際に直面している方々の思いも可能な限り盛り込めたらと思っている。

（委員）

今、色々な地域のネットワークや総合的なネットワークなど、各種別でそれぞれ支援体制があって、ワンストップという話がある中でどこがというわけではないけれども、それぞれの調整機能やまとめることというのは何らかの形ではないかと思う。やはり一番困るのはバラバラになったり、重なったりというところ。例えば、104 ページで成年後見利用促進の地域連携ネットワークとあるが、これは今あるものが結構使える。というより使っていないといけない。新たにつくるというよりも、今それぞれに出ている支援のネットワークということだろうと思う。また新たに別につくるのではなく、いい意味で、このチームというのは利用者の支援チームであるし、まさにこういうネットワークはいろいろあると思うので、そういうところをできるだけトータルに関連付けて、一つ一つ作っていくのではなく、今あるものをうまく使ってもらえたらと思う。なかなかそういうことは書き込めないのかもしれないが、ただ、動かしていく上ではぜひ大事にしてもらいたいし、そういうところをまとめる機関というか、セクションというのは行政の中でもいるだろうと思うし、実際に関わっている、運営している、サービスを提供する方でもそういうものはいるのではないかと思う。

（委員長代理）

トータルマネジメントという発想か。

（委員）

そのとおり。それは恐らくこの次のところまでに決めるのかもしれないし、これから探るのかもしれないが、現状なかなか難しいという中でそういうものが必要なのではないかと思う。

（委員長代理）

よく屋上屋をつくるというかたちで、新しい制度ができると、そのネットワークをつくって、既存のものがどんどん形骸化していくという指摘だったと思う。そういったところはできるだけ一つのところで色々な分科会といった形で行っていくべきであるという指摘だったと思う。

だいたい意見は出してもらえたか。先ほども話したように、今回の地域福祉計画の場合は、上位計画、ベーシックにさまざまな領域を横断的に網羅するという点を重点的に進めてきた。この点、それぞれの領域、分野の先生方、委員の方々におかれては、まだまだ過不足あると思うが、この点についてはご了承いただくということで、今出してもらった意見でまとめていきたいと思う。これで質疑を終了してよろしいか。

	それでは東大阪市の第5期地域福祉計画については、皆さまの意見を踏まえ、審議会として最終案を委員長と委員長代理、事務局の責任において協議の上、まとめたいと思う。そして市長あてに意見具申を行いたいと考えている。この件について委員長、委員長代理に一任いただきたいと思うが、異議ないか。 (委員一同) 異議なし。 (委員長代理) それでは指摘いただいた部分を踏まえ、最終案をまとめていきたいと思う。 ○障害施策推進課長 【東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例（案）の説明】 ○健康部次長 【子育て世代包括支援センター事業等の説明】 ○立花副市長 閉会のあいさつ ○司会 次回の審議会は平成31年5月24日（金）に開催予定 閉会
--	--